

二千一年の国際連合教育科学文化機関第三十一回総会において採択された条約に関する報告書

二千一年十月十五日から十一月三日までパリにおいて我が国の代表の参加の下に開催された国際連合教育科学文化機関第三十一回総会は、水中文化遺産の保護に関する条約（別冊仮訳文添付）を採択した。よって、国際連合教育科学文化機関憲章第四条4の規定に基づき、この報告書を提出する。

この条約は、水中にある船舶の残骸等の文化遺産を人類の文化遺産の一部を構成するものとして、様々な脅威から保護していくことを目的としたものであり、特に、領海外における保護体制の構築等を規定したものである。

この条約の趣旨とするところは、おおむね妥当であると考えられるが、その実施については、更に検討を加えることといたしたい。

平成十四年七月

二千一年の国際連合教育科学文化機関第三十一回総会において
採択された条約（仮訳文）

水中文化遺産の保護に関する条約

国際連合教育科学文化機関の総会は、二千一年十月十五日から十一月三日までパリにおいてその第三十一回会期として会合し、

水中文化遺産が人類の文化遺産の不可分の一部を成し、国民、国家及び共通の遺産に関する相互の關係の歴史において特に重要なものであることを認め、

水中文化遺産の保護及び保存の重要性並びにそのためにすべての国家が負うべき責任を認識し、

水中文化遺産に対する公衆の高まる関心及び公衆の評価に留意し、

水中文化遺産の保護及び保存のための調査研究、情報及び教育の重要性を確信し、

現地にある水中文化遺産への害を与えない責任のあるアクセスにより得られる教育上及びレクリエーション上の利益を享有する公衆の権利並びにこのような水中文化遺産についての周知、評価及び保護に資する公衆のための教育の価値を確信し、

水中文化遺産が許可を得ていない活動により脅かされていること及びこのような活動を防ぐための一層強

力な措置の必要性を認識し、

適法な活動が水中文化遺産に付随的に与え得る悪影響に適切に対応する必要性を意識し、

増大する水中文化遺産の商業的利用、特に水中文化遺産の売買、取得又は交換を目的として行われる一部の活動を深く憂慮し、

水中文化遺産の発見及びこれへのアクセスを促進する先進技術が利用可能であることを認識し、

国家、国際機関、学術機関、専門機関、考古学者、ダイバーその他の関係者及び公衆の間の協力が水中文化遺産の保護にとって不可欠であると信じ、

水中文化遺産の調査、発掘及び保護には、特別な科学的方法を利用可能とし及び適用すること、適切な技術及び装備を利用すること並びに高度な職業上の専門化を行うことが必要であり、これらのすべてが統一的な管理基準の必要性を示していることを考慮し、

文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約（千九百七十年十一月十四日）、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（千九百七十二年十一月十六日）並びに海洋法に関する国際連合条約（千九百八十二年十二月十日）を含む国際法及び慣行に従って、水中文化遺産の保護

及び保存に関する規則を法典化し、漸進的に発展させる必要性を認識し、

水中文化遺産の現地保存又は科学上若しくは保護上の目的により必要な場合にはその慎重な回収のための国際的、地域的及び国内的にとられる措置の有効性を向上させることを約束し、

総会の第二十九回会期において、この問題が国際条約の対象となるべきことを決定して、この条約を二千一年十一月二日に採択する。

第一条 定義

この条約の適用上、

1 (a) 「水中文化遺産」とは、文化的、歴史的又は考古学的性質を有する人間の存在のすべての痕跡^{こん}であつて、その一部又は全部が定期的又は継続的に少なくとも百年間水中にあつた次のものをいう。

(i) 遺跡、構築物、建造物、人工物及び人間の遺骸^{がい}で考古学的及び自然的背景を有するもの

(ii) 船舶、航空機その他の乗物若しくはその一部又はその貨物その他の積載物で考古学的及び自然的背景を有するもの

(iii) 先史学的性質を有する物

(b) 海底に設置されたパイプライン及び電線は、水中文化遺産とはみなされない。

(c) パイプライン及び電線以外の海底に設置された施設で現在も使用されているものは、水中文化遺産とはみなされない。

2 (a) 「締約国」とは、この条約に拘束されることに同意し、かつ、自国についてこの条約の効力が生じている国をいう。

(b) この条約は、第二十六条2 (b)に規定する地域であつて、同条2 (b)に定める条件に従つてこの条約の当事者となるものについて準用し、その限度において「締約国」というときは、当該地域を含む。

3 「ユネスコ」とは、国際連合教育科学文化機関をいう。

4 「事務局長」とは、ユネスコ事務局長をいう。

5 「深海底」とは、国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の海底及びその下をいう。

6 「水中文化遺産を対象とする活動」とは、水中文化遺産を主要な目的とする活動であつて、直接又は間接に、水中文化遺産を物理的に害し得るもの又はこれに他の損傷を与え得るものをいう。

7 「水中文化遺産に付随的に影響を与える活動」とは、水中文化遺産を主要な目的又は目的の一としな

活動であつて、水中文化遺産を物理的に害し得るもの又はこれに他の損傷を与え得るものをいう。

8 「国の船舶及び航空機」とは、軍艦又は国が所有し若しくは運航していた他の船舶若しくは航空機で沈没時に政府の非商業的目的にのみ使用していたものであつて、このように識別されるもののうち、水中文化遺産の定義を満たすものをいう。

9 「規則」とは、第三十三条に規定する水中文化遺産を対象とする活動に関する規則をいう。

第二条 目的及び一般原則

1 この条約は、水中文化遺産の保護を確保し及び強化することを目的とする。

2 締約国は、水中文化遺産の保護について協力する。

3 締約国は、この条約に従い人類の利益のために水中文化遺産を保存する。

4 締約国は、水中文化遺産を保護するため、利用することができる実行可能な最善の手段を用い、かつ、自国の能力に応じ、単独で又は適当なときは共同して、この条約及び国際法に適合するすべての必要かつ適当な措置をとる。

5 水中文化遺産の現地保存は、当該水中文化遺産を対象とするあらゆる活動を許可し又は行う前の第一の

選択肢とする。

6 回収された水中文化遺産は、その長期間の保存を確保する方法で、寄託され、保存され及び管理される。

7 水中文化遺産は、商業的に利用されてはならない。

8 この条約のいかなる規定も、国家の慣行及び海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に従い、主権免除に関する国際法及び国家の慣行の規則並びに国の船舶及び航空機に関する国家の権利を修正するものと解してはならない。

9 締約国は、海洋に存在するあらゆる人間の遺骸がいに対して適切な考慮が払われることを確保する。

10 現地にある水中文化遺産を観察し又は記録するための害を与えない責任のあるアクセスは、このようなアクセスが当該水中文化遺産の保護及び管理と両立しない場合を除くほか、当該水中文化遺産の周知、評価及び保護のために奨励される。

11 この条約に基づいて行われる行為又は活動は、国の主権又は管轄権に対する請求権について主張し、争い又は異議を唱えるための根拠となるものではない。

第三条 この条約と海洋法に関する国際連合条約との関係

この条約のいかなる規定も、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法の下での国の権利、管轄権及び義務を害するものではない。この条約は、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法の範囲内で及びこれらに合致するように、解釈され及び適用される。

第四条 引揚作業に関する法律及び発見拾得物に関する法律との関係

この条約が適用される水中文化遺産に関係するいかなる活動も、引揚作業に関する法律又は発見拾得物に関する法律の対象とはならない。ただし、次のすべての条件を満たす場合は、この限りでない。

- (a) 権限のある当局によって承認されること。
- (b) この条約に完全に適合すること。
- (c) 当該水中文化遺産の回収がその最大限の保護の達成を確保すること。

第五条 水中文化遺産に付随的に影響を与える活動

締約国は、水中文化遺産に付随的に影響を与える自国の管轄の下にある活動から生じ得る悪影響を防止し又は軽減するため、利用することができるとされる最善の手段を用いる。

第六条 二国間の、地域的なその他多数国間の協定

1 締約国は、水中文化遺産の保存のため、二国間の、地域的なその他多数国間の協定を締結し又は既存の協定を発展させることを奨励される。これらのすべての協定は、この条約に完全に適合するものとし、この条約の普遍的な性格を弱めるものであってはならない。いずれの国も、これらの協定において、この条約において採用された規則よりも強力に水中文化遺産の保護を確保する規則及び規制を採用することができらる。

2 1に規定する二国間の、地域的なその他多数国間の協定の当事国は、関係する水中文化遺産と実証可能な関連、特に文化的、歴史的又は考古学的関連を有する国をこれらの協定に参加するよう招請することができる。

3 この条約は、その採択に先立って締結された他の二国間の、地域的なその他多数国間の協定に基づく沈没船舶の保護に関する締約国の権利及び義務、特にこの条約の目的に基づく権利及び義務を変更するものではない。

第七条 内水、群島水域及び領海の水中文化遺産

1 締約国は、自国の主権の行使として、自国の内水、群島水域及び領海にある水中文化遺産を対象とする

活動を規制し及び許可する排他的権利を有する。

2 締約国は、水中文化遺産の保護に関する他の国際協定及び国際法の規則の適用を妨げることなく、自国の内水、群島水域及び領海にある水中文化遺産を対象とする活動に規則が適用されることを要求する。

3 締約国は、自国の主権の行使として及び諸国間の一般慣行を認識して、国の船舶及び航空機を保護する最良の方法に関する協力のため、自国の群島水域及び領海内で識別することのできる国の船舶及び航空機の発見に関し、この条約の締約国である旗国及び適当な場合には実証可能な関連、特に文化的、歴史的又は考古学的関連を有する他の国に通報すべきである。

第八条 接続水域の水中文化遺産

次条及び第十条の規定の適用を妨げることなく、また、これらの規定に加えて、並びに海洋法に関する国際連合条約第三百三条2の規定に従い、締約国は、その接続水域内の水中文化遺産を対象とする活動を規制し及び許可することができる。この場合において、締約国は、規則が適用されることを要求する。

第九条 排他的経済水域及び大陸棚における報告及び通報

1 すべての締約国は、この条約に従い、排他的経済水域及び大陸棚にある水中文化遺産を保護する責任を

有する。

したがって、

(a) 締約国は、自国民又は自国を旗国とする船舶が、自国の排他的経済水域又は大陸棚に存在する水中文化遺産を発見した場合又は水中文化遺産を対象とする活動を行おうとしている場合には、当該自国民又は当該船舶の船長がこのような発見又は活動を自国に報告するよう要求する。

(b) 他の締約国の排他的経済水域又は大陸棚においては、次のいずれかの措置をとる。

(i) 締約国は、自国民又は自国を旗国とする船舶の船長が(a)の発見又は活動を自国及び当該他の締約国に報告するよう要求する。

(ii) 締約国は、自国民又は自国を旗国とする船舶の船長が(a)の発見又は活動を自国に報告するよう要求するものとし、その報告が他のすべての締約国に迅速かつ効果的に伝達されることを確保する。

2 締約国は、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する際に、1(b)に基づく報告が伝達される方法を宣言する。

3 締約国は、1の規定に従って自国に報告された発見又は活動を事務局長に通報する。

4 事務局長は、3の規定に従って通報された情報をすべての締約国が速やかに利用することができるようにする。

5 いずれの締約国も、自国の排他的経済水域又は大陸棚に水中文化遺産が存在する締約国に対し、当該水中文化遺産の効果的な保護を確保する方法に関して協議を受けることについての関心を表明することができる。その表明については、関係する水中文化遺産との実証可能な関連、特に文化的、歴史的又は考古学的関連に基づくものとする。

第十条 排他的経済水域及び大陸棚における水中文化遺産の保護

1 排他的経済水域又は大陸棚に存在する水中文化遺産を対象とする活動については、この条の規定に従う場合を除くほか、いかなる許可も与えてはならない。

2 自国の排他的経済水域又は大陸棚に水中文化遺産が存在する締約国は、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に規定する主権的権利又は管轄権への干渉を防止するため、当該水中文化遺産を対象とする活動を禁止し又は許可する権利を有する。

3 締約国の排他的経済水域又は大陸棚において、水中文化遺産の発見があった場合又は水中文化遺産を対

象とする活動が行われようとしている場合には、当該締約国は、次のことを行う。

(a) 前条5の規定に基づき水中文化遺産を保護する最良の方法についての関心を表明した他のすべての締約国と協議すること。

(b) 「調整国」として(a)の協議を調整すること。ただし、当該締約国が調整国となることを希望しない旨を明示的に表明した場合には、前条5の規定に基づいて関心を表明した締約国が調整国を指名する。

4 調整国は、水中文化遺産に対する切迫した危険（人の活動によるものかその他の原因によるものかを問わない。盗掘を含む。）を防止するため、必要な場合には協議の前に、この条約に従ってあらゆる実行可能な措置をとり又は必要な許可を与えることができる。ただし、水中文化遺産に対する切迫した危険（盗掘を含む。）を防止するために国際法に従ってとられるあらゆる実行可能な措置により当該水中文化遺産を保護するすべての締約国の義務を害しないものとする。このような措置をとる場合には、他の締約国からの援助を要請することができる。

5 調整国は、次のことを行う。

(a) 調整国を含む協議国が合意した保護措置を実施する。ただし、調整国を含む協議国が、他の締約国が

このような措置を実施することに合意した場合を除く。

(b) 規則に従って、(a)の合意した措置に必要なすべての許可を与える。ただし、調整国を含む協議国が、他の締約国がこのような許可を与えることに合意した場合を除く。

(c) 水中文化遺産に関する必要な予備調査を実施することができるものとし、そのために必要なすべての許可を与え、その結果を速やかに事務局長に通報する。事務局長は、他の締約国がこのような情報を速やかに利用することができるようにする。

6 調整国は、この条の規定に従って協議を調整し、措置をとり、予備調査を実施し又は許可を与えるに当たり、自己の利益のためではなく、締約国全体のために行動する。その行動は、それ自体では、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に規定されていない優先的な又は法律上の権利を主張するための根拠となるものではない。

7 国の船舶及び航空機を対象とする活動については、2及び4の規定が適用される場合を除くほか、旗国の同意及び調整国の協力なしに実施してはならない。

第十一条 深海底における報告及び通報

1 締約国は、この条約及び海洋法に関する国際連合条約第四百九十九条の規定に従い、深海底にある水中文化遺産を保護する責任を有する。したがって、締約国は、自国民又は自国を旗国とする船舶が深海底において水中文化遺産を発見した場合又は水中文化遺産を対象とする活動を行おうとしている場合には、当該自国民又は当該船舶の船長がこのような発見又は活動を自国に報告するよう要求する。

2 締約国は、自国に報告された1の発見又は活動を事務局長及び国際海底機構の事務局長に通報する。

3 事務局長は、締約国が提供した情報をすべての締約国が速やかに利用することができるようにする。

4 いずれの締約国も、事務局長に対し、水中文化遺産の効果的な保護を確保する方法に関して協議を受けることについての関心を表明することができる。その表明については、文化上、歴史上又は考古学上の起源を有する国の優先的な権利に特別の考慮を払い、関係する水中文化遺産との実証可能な関連に基づくものとする。

第十二条 深海底における水中文化遺産の保護

1 深海底に存在する水中文化遺産を対象とする活動については、この条の規定に従う場合を除くほか、いかなる許可も与えてはならない。

2 事務局長は、前条4の規定に基づいて関心を表明したすべての締約国に対し、水中文化遺産を保護する最良の方法に関して協議し、及び「調整国」としてその協議を調整する締約国を指名するよう招請する。また、事務局長は、国際海底機構をその協議に参加するよう招請する。

3 すべての締約国は、水中文化遺産に対する切迫した危険（人の活動によるものかその他の原因によるものかを問わない。盗掘を含む。）を防止するため、必要な場合には協議の前に、この条約に従ってあらゆる実行可能な措置をとることができる。

4 調整国は、次のことを行う。

(a) 調整国を含む協議国が合意した保護措置を実施する。ただし、調整国を含む協議国が、他の締約国がこのような措置を実施することに合意した場合を除く。

(b) この条約に従って、(a)の合意した措置に必要なすべての許可を与える。ただし、調整国を含む協議国が、他の締約国がこのような許可を与えることに合意した場合を除く。

5 調整国は、水中文化遺産に関する必要な予備調査を実施することができるものとし、そのために必要なすべての許可を与え、その結果を速やかに事務局長に通報する。事務局長は、他の締約国がこのような情

報を利用することができるようにする。

6 調整国は、この条の規定に従って協議を調整し、措置をとり、予備調査を実施し又は許可を与えるに当たり、人類全体の利益のために、すべての締約国のために行動する。関係する水中文化遺産に関しては、文化上、歴史上又は考古学上の起源を有する国の優先的な権利に特別の考慮を払う。

7 いかなる締約国も、旗国の同意なしに、深海底における国の船舶及び航空機を対象とした活動を実施し又は許可してはならない。

第十三条 主権免除

主権免除を享受し、かつ、非商業的目的のために運航する軍艦その他の政府船舶又は軍用航空機で、通常の状態における運航を行っており、かつ、水中文化遺産を対象とする活動を行っていないものは、第九条から前条までの規定に基づく水中文化遺産の発見を報告する義務を負わない。ただし、締約国は、主権免除を享受し、かつ、非商業的目的のために運航する自国の軍艦その他の政府船舶又は軍用航空機の運航又は運航能力を阻害しないような適当な措置をとることにより、これらが合理的かつ実行可能である限り第九条から前条までの規定に従うことを確保する。

第十四条 領域への持込み、取引及び所有の規制

締約国は、回収がこの条約に違反する場合には、不法に輸出され又は回収された水中文化遺産の領域への持込み、取引又は所有を防止するための措置をとる。

第十五条 締約国の管轄の下にある区域の不使用

締約国は、水中文化遺産を対象とする活動でこの条約に適合しないものを支援することとなる自国の領域（海港を含む。）並びに自国の排他的管轄権又は管理の下にある人工島、施設及び構築物の使用を禁止するための措置をとる。

第十六条 国民及び船舶に関する措置

締約国は、自国民及び自国を旗国とする船舶が、この条約に適合しない方法で水中文化遺産を対象とする活動を行わないことを確保するため、あらゆる実行可能な措置をとる。

第十七条 制裁

- 1 各締約国は、この条約を実施するためにとつた措置の違反行為に対して制裁を科する。
- 2 違反行為について適用する制裁は、この条約の遵守を確保する上で効果的であるために及び場所のいか

んを問わず違反を防止するために十分に厳格なものとし、不法な活動を行った者から当該活動により生ずる利益を取り上げるものとする。

3 締約国は、この条の規定に基づいて科される制裁の実施を確保するために協力する。

第十八条 水中文化遺産の押収及び処分

1 各締約国は、この条約に適合しない方法で回収された領域内における水中文化遺産の押収について定める措置をとる。

2 各締約国は、この条約に基づいて押収された水中文化遺産を記録し及び保護し、並びにこれを安定したものとするためのあらゆる合理的な措置をとる。

3 各締約国は、この条約に基づいて行った水中文化遺産の押収につき、事務局長及び関係する水中文化遺産との実証可能な関連、特に文化的、歴史的又は考古学的関連を有する他の国に対し、通報する。

4 水中文化遺産を押収した締約国は、その処分が公共の利益に合致することを確保する。この場合において、保存及び調査研究の必要性、分散した収集物を再び集める必要性、公開、展示及び教育の必要性並びに関係する水中文化遺産との実証可能な関連、特に文化的、歴史的又は考古学的関連を有する国の関心を

考慮する。

第十九条 協力及び情報の共有

1 締約国は、この条約に基づく水中文化遺産の保護及び管理において相互に協力し及び援助する。実行可能な場合には、水中文化遺産の調査、発掘、記録、保存、研究及び公開においても協力する。

2 各締約国は、この条約の目的と両立する範囲において、水中文化遺産に関する情報（水中文化遺産の発見及び位置、この条約その他の国際法に違反して発掘され又は回収された水中文化遺産、関連する科学的方法及び技術並びに水中文化遺産に関する法律上の進展に関するものを含む。）を他の締約国と共有することを約束する。

3 水中文化遺産の発見又は位置に関し締約国間で又はユネスコと締約国との間で共有された情報については、このような情報を公開することが当該水中文化遺産の保存を危うくし又は他の危険な状態にし得る場合に限り、これらの締約国の国内法令と両立する範囲において、秘密のものとして取り扱い、及びこれらの締約国の権限のある当局において保持する。

4 各締約国は、情報の普及（この条約その他の国際法に違反して発掘され又は回収された水中文化遺産に

関するものを含む。実行可能な場合には、適切な国際的データベースを通ずるものとする。）のためのあらゆる実行可能な措置をとる。

第二十条 啓発

各締約国は、水中文化遺産の価値及び重要性並びにこの条約に基づいて水中文化遺産を保護することの重要性に関し、公衆の意識を向上させるためのあらゆる実行可能な措置をとる。

第二十一条 水中考古学に関する訓練

締約国は、水中考古学、水中文化遺産の保存のための技術及び合意された条件により、水中文化遺産に関する技術移転（合意された条件によるもの）における訓練の供与について協力する。

第二十二条 権限のある当局

1 締約国は、この条約の適切な実施を確保するため、水中文化遺産の目録の作成、保管及び更新、水中文化遺産の効果的な保護、保存、公開及び管理並びに調査研究及び教育について定めることを目的として、権限のある当局を設置し、又は適当な場合には既存の当局を強化する。

2 締約国は、水中文化遺産に関係する権限のある当局の名称及び所在地を事務局長に通報する。

第二十三条 締約国の会合

- 1 事務局長は、この条約の効力発生の後一年以内に、及びその後は少なくとも二年に一回、締約国の会合を招集する。締約国の過半数の要請により、事務局長は、締約国の特別会合を招集する。
- 2 締約国の会合は、その任務及び責任を決定する。
- 3 締約国の会合は、その手続規則を採択する。
- 4 締約国の会合は、衡平な地理的配分の原則及び性的に均衡がとれていることが望ましいことに妥当な考慮を払って、締約国が指名した専門家により構成される科学技術諮問機関を設置することができる。
- 5 科学技術諮問機関は、規則の実施に関する科学的又は技術的性質を有する事項について締約国の会合を適切に支援する。

第二十四条 この条約に関する事務局

- 1 事務局長は、この条約に関する事務局の任務に責任を有する。
- 2 事務局の任務には、次のことを含む。
 - (a) 前条1に規定する締約国の会合を準備すること。

(b) 締約国の会合の決定を実施するに当たって締約国を支援すること。

第二十五条 紛争の平和的解決

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争については、誠実に交渉を行い、又は紛争当事国が選択するその他の平和的解決手段に従う。

2 1の交渉によつて合理的な期間内に紛争が解決されない場合には、紛争当事国間の合意により仲介をエネスコに付することができる。

3 仲介が行われない場合又は仲介によつて解決が得られない場合には、この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争については、当該締約国が海洋法に関する国際連合条約の締約国であるかないかを問わず、同条約第十五部に規定する紛争解決に関する規定を準用する。

4 この条約の締約国及び海洋法に関する国際連合条約の締約国が同条約第二百八十七条の規定に従つて選択する手続は、この条の規定に基づく紛争解決について適用する。ただし、当該締約国がこの条約を批准し、受諾し、承認し若しくはこれに加入する際に又はその後いつでも、この条約から生ずる紛争の解決のために同条約第二百八十七条の規定に従つて他の手続を選択する場合を除く。

5 この条約の締約国であつて海洋法に関する国際連合条約の締約国でないものは、この条約を批准し、受諾し、承認し若しくはこれに加入する際に又はその後いつでも、書面による宣言を行うことにより、この条の規定に基づく紛争の解決のため、海洋法に関する国際連合条約第二百八十七条1に規定する手段のうち一又は二以上の手段を自由に選択する。同条の規定は、このような宣言及びこのような国が当事国となる紛争でその時において効力を有する宣言の対象とならないものについて適用する。調停又は仲裁については、このような国は、同条約附属書V及び附属書VIIの規定に従い、この条約から生ずる紛争の解決のため、同条約附属書V第二条及び附属書VII第二条に規定する名簿に記載される調停人及び仲裁人を指名することができる。

第二十六条 批准、受諾、承認又は加入

- 1 この条約は、ユネスコの加盟国により批准され、受諾され又は承認されなければならない。
- 2 この条約は、次の者により加入されなければならない。

(a) ユネスコの加盟国でない国であつて、国際連合加盟国又は国際連合及びその関連機関の専門機関若しくは国際原子力機関の加盟国並びに国際司法裁判所規程の当事国及びユネスコの総会がこの条約に加入

することを招請するその他の国

(b) 完全な内政上の自治権を有し、国際連合によりこれを認められているが、国際連合総会決議第千五百十四号（第十五回会期）に基づく完全な独立を達成していない地域であつて、この条約により規律される事項に関する権限（これらの事項に関して条約を締結する権限を含む。）を有するもの

3 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、事務局長に寄託する。

第二十七条 効力発生

この条約は、前条に規定する文書のうち二十番目の文書が寄託された日の後三箇月で、これらの文書を寄託した二十の国又は地域についてのみ効力を生ずる。その他の国又は地域については、当該国又は地域がその文書を寄託した日の後三箇月で効力を生ずる。

第二十八条 内陸水域に関する宣言

いずれの国又は地域も、この条約を批准し、受諾し、承認し若しくはこれに加入する際に又はその後いつでも、海洋的性質を有しない内陸水域に規則を適用することを宣言することができる。

第二十九条 地理的範囲の制限

いずれの国又は地域も、この条約を批准し、受諾し、承認し又はこれに加入する際に、この条約をその領土、内水、群島水域又は領海の特定の部分については適用しないことを寄託者に宣言することができるものとし、当該宣言においてその理由を特定する。このような国は、実行可能な範囲において及びできる限り速やかに、当該宣言において特定した地域についてこの条約を適用するための条件を促進するものとし、この目的を達成した場合には、当該宣言の全部又は一部を撤回する。

第三十条 留保

この条約には、前条の規定を除くほか、留保を付することができない。

第三十一条 改正

1 締約国は、事務局長にあてた書面による通報により、この条約の改正を提案することができる。事務局長は、当該通報をすべての締約国に送付する。当該通報の送付の日から六箇月以内に締約国の二分の一以上がその要請に好意的な回答を行った場合には、事務局長は、その改正案を審議及び採択のために次の締約国の会合に提出する。

2 改正は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択される。

3 この条約の改正は、採択された後は、締約国により批准され、受諾され、承認され又は加入されなければならぬ。

4 改正は、締約国の三分の二が3の規定により批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した後三箇月で、当該改正を批准し、受諾し、承認し又はこれに加入した締約国についてのみ効力を生ずる。その後当該改正を批准し、受諾し、承認し又はこれに加入する国又は地域については、当該改正は、当該国又は地域がその批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した日の後三箇月で効力を生ずる。

5 4の規定により改正が効力を生じた後にこの条約の締約国となる国又は地域は、別段の意思を表明しない限り、(a)改正された条約の締約国とされ、かつ、(b)改正によって拘束されない締約国との関係においては、改正されていない条約の締約国とされる。

第三十二条 廃棄

1 締約国は、事務局長にあてた書面による通告を行うことによりこの条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、一層遅い日が通告に明記されている場合を除くほか、その通告が受領された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 廃棄は、この条約に定める義務であつてこの条約との関係を離れ国際法に基づいて負うものを締約国が履行する責務に何ら影響を及ぼすものではない。

第三十三条 規則

この条約に附属する規則は、この条約の不可分の一部を成すものとし、別段の明示の定めがない限り、「この条約」というときは、規則を含めていうものとする。

第三十四条 国際連合への登録

この条約は、事務局長の要請により、国際連合憲章第百二条の規定に従つて、国際連合事務局に登録する。

第三十五条 正文

この条約は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成した。

附屬書 水中文化遺産を対象とする活動に関する規則

I 一般原則

第一規則

現地保存による水中文化遺産の保護を第一の選択肢として考慮する。したがって、水中文化遺産を対象とする活動については、水中文化遺産の保護に適合する方法で許可するものとし、この要件を満たすことを条件として、水中文化遺産の保護、知識又は向上に重要な貢献をするために許可することができる。

第二規則

貿易又は投機のための水中文化遺産の商業的利用又はその回復不可能な分散は、水中文化遺産の保護及び適切な管理と根本的に両立しないものである。水中文化遺産は、商品として取引され、売買され又は交換されてはならない。

この規則については、次のことを妨げるものと解することができない。

(a) 考古学上の専門的な役務及びこれに付随する必要な役務の提供であって、その性質と目的が、この条

約に完全に適合しており、かつ、権限のある当局の許可を必要とするもの

(b) この条約に基づく調査の事業において回収された水中文化遺産の寄託。ただし、当該寄託が、回収された物質の科学的若しくは文化的利益又は完全性を害するものではなく、かつ、回復不可能な分散をもたらすものではない場合、第三十三規則及び第三十四規則の規定に従う場合並びに権限のある当局の許可を必要とする場合に限る。

第三規則

水中文化遺産を対象とする活動は、事業の目的のために必要な範囲を超えて、水中文化遺産に悪影響を与えるものであってはならない。

第四規則

水中文化遺産を対象とする活動は、対象となる物の回収を優先させて、非破壊的な技法及び調査方法を用いるものでなければならない。科学的研究を目的として又は水中文化遺産の究極的な保護のために発掘又は回収が必要である場合には、用いる方法及び技法は、できる限り非破壊的で遺物の保存に資するものでなければならない。

第五規則

水中文化遺産を対象とする活動は、人間の遺骸又は尊ばれる遺跡への不必要な侵害を避けるものでなければならぬ。

第六規則

水中文化遺産を対象とする活動は、文化上、歴史上又は考古学上の情報の適正な記録を確保するため厳格に規制される。

第七規則

現地にある水中文化遺産の公開は、このようなアクセスが保護及び管理と両立しない場合を除くほか、促進される。

第八規則

水中文化遺産を対象とする活動における国際協力は、考古学者その他関係する専門家の効果的な交流又は活用を促進するために奨励される。

II 事業計画の立案

第九規則

水中文化遺産を対象とする活動に先立って、当該活動に関する事業計画が作成され、許可及び適当な専門家による検討のため、権限のある当局に付託される。

第十規則

事業計画には、次の事項を含む。

- (a) 事前の又は予備的な調査の評価
- (b) 事業の明細及び目的
- (c) 用いる方法及び技法
- (d) 予定される資金
- (e) 事業の完了予定の日程
- (f) 調査団の構成並びに各構成員の資格、責任及び経験
- (g) 実地調査の後の分析その他の活動に関する計画
- (h) 権限のある当局との緊密な協力による人工物及び遺跡の保存計画

- (i) 事業の全期間における遺跡の管理及び維持に関する方針
- (j) 文書に関する計画
- (k) 安全の確保に関する方針
- (l) 環境保全に関する方針
- (m) 博物館その他の機関、特に学術機関との共同作業に関する取決め
- (n) 報告の準備
- (o) 記録（除去された水中文化遺産に係るものを含む。）の寄託
- (p) 公表に関する計画

第十一規則

水中文化遺産を対象とする活動は、権限のある当局が承認した事業計画に従って実行される。

第十二規則

事業計画は、予期されなかった発見があり又は状況が変化した場合には、再検討され、権限のある当局の承認に基づいて修正される。

第十三規則

緊急又は偶然の発見の場合には、水中文化遺産を対象とする活動（保存に関する短期間の措置又は活動、特に遺跡の安定に関するものを含む。）については、水中文化遺産を保護するため、事業計画がなくても許可することができる。

Ⅲ 予備的な作業

第十四規則

第十規則(a)に規定する予備的な作業には、水中文化遺産の重要性及びぜい弱性、提案された事業による周辺の自然環境への損害並びに事業の目的を達成するための資料を得ることのできる可能性に関する評価を含む。

第十五規則

第十四規則の評価には、利用可能な歴史上及び考古学上の証拠、遺跡の考古学上及び環境上の特徴並びに文化遺産を対象とする活動により影響を受ける水中文化遺産の長期的な安定に対する侵害の可能性の結果に関する背景についての研究も含む。

IV 事業の目的、方法及び技法

第十六規則

事業の方法は、その目的に適合するものとし、用いる技法は、できる限り侵害しないものとする。

V 資金

第十七規則

水中文化遺産を保護するための緊急の場合を除くほか、十分な資金の基盤が活動に先立って保証される。

これについては、回収された人工物の保存、記録及び修復並びに報告の準備及び普及を含め、事業計画のすべての段階を完了するために十分なものとする。

第十八規則

事業計画においては、例えば保証金を確保することにより、完了に至るまで事業に資金を供与するための能力を証明する。

第十九規則

予定される資金の供与を中断する場合には、事業計画には、水中文化遺産の保存を確保するための

緊急時計画及び裏付けとなる文書を含む。

VI 事業の期間・日程

第二十規則

水中文化遺産を対象とする活動に先立って、事業計画のすべての段階（回収された水中文化遺産の保存、記録及び修復並びに報告の作成及び普及を含む。）が完了することを確保するため、十分な日程を作成する。

第二十一規則

事業の中断又は終了の場合においては、事業計画には、水中文化遺産の保存を確保するための緊急時計画及び裏付けとなる文書を含む。

VII 能力及び資格

第二十二規則

水中文化遺産を対象とする活動は、事業に関して適当な学術的能力を有し、かつ、資格のある水中に関する分野を専門とする考古学者の指揮、監督及び常駐の下においてのみ行われる。

第二十三規則

事業の調査団のすべての構成員について、事業におけるその役割に関して適当な資格を有し、かつ、各々の能力は既に明らかとなっているものとする。

VIII 保存及び遺跡の管理

第二十四規則

保存計画には、水中文化遺産を対象とする活動の期間中の、運送中の及び長期間における考古学上の遺物の取扱いについて定める。保存については、現在の専門的な基準に従って実施する。

第二十五規則

遺跡の管理計画には、水中文化遺産の現地における保護及び管理であつて現地作業の期間中及び終了時におけるものについて定める。当該管理計画には、公的情報の提供、遺跡の安定に関する合理的な規定、監視及び妨害に対する保護を含む。

IX 文書

第二十六規則

文書に関する計画には、考古学上の記録の現在の専門的な基準に従い、水中文化遺産を対象とする活動の

経過報告を含む完全な文書について定める。

第二十七規則

文書には、少なくとも、水中文化遺産を対象とする活動の過程において移動され又は除去された水中文化遺産の起源その他の遺跡の総合的な記録、現地における記録、計画、図面、断面図及び写真又は他の媒体による記録を含む。

X 安全

第二十八規則

安全の確保に関する方針については、事業の調査団及び第三者の安全及び健康を確保するために十分であり、かつ、すべての適用される法令上の及び専門的な要請に従ったものとして作成する。

XI 環境

第二十九規則

環境保全に関する方針については、海底及び海洋生物が不当に侵害されないことを確保するために十分なものとして作成する。

XII 報告

第三十規則

中間報告及び最終報告については、事業計画に規定する日程に従って閲覧に供するものとし、関連する公的記録に寄託する。

第三十一規則

報告には、次の事項を含む。

- (a) 目的についての説明
- (b) 用いる方法及び技法についての説明
- (c) 達成された成果についての説明
- (d) 活動のすべての段階についての基本的な図面及び写真による記録
- (e) 遺跡及び除去された水中文化遺産の保存及び修復に関する勧告
- (f) 将来の活動に関する勧告

XIII 事業の記録の保管

第三十二規則

事業の記録の保管に関する取決めについては、すべての活動の開始に先立って合意するものとし、事業計画に定める。

第三十三規則

除去された水中文化遺産及びすべての裏付けとなる文書の写しを含む事業の記録は、専門家及び一般のアクセス並びに記録の管理を可能とする方法で、できる限り、一の収集物としてまとめて、かつ、現状のまま保管される。これは、水中文化遺産の保存と両立する限りにおいて、できる限り速やかに、かつ、いかなる場合にも事業の完了から十年以内に行われるべきである。

第三十四規則

事業の記録は、専門的な国際基準に従って管理されるものとし、権限のある当局の許可の対象となる。

XIV 普及

第三十五規則

事業は、適当な場合には、その成果を公衆のための教育及び一般への公開のために提供する。

第三十六規則

事業の最終的な成果については、

- (a) 事業の複雑性及び情報の秘密性又は機密性を考慮して、できる限り速やかに公開する。
- (b) 関連する公的記録に寄託する。

二千一年十一月六日にパリで、総会の第三十一回会期の議長及び国際連合教育科学文化機関事務局長の署名を有する本書二通を作成した。これらの本書は、同機関に寄託するものとし、その認証謄本は、第二十六條に規定するすべての国及び地域並びに国際連合に送付する。

以上は、国際連合教育科学文化機関の総会が、パリで開催されて二千一年十一月三日に閉会を宣言されたその第三十一回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、二千一年十一月六日に署名した。

総会議長

アハメツド・ジヤラリ

事務局長

松浦 晃一郎